

考査項目別運用表(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)

担当監督員

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	☐ 施工体制が優れている	☐ 施工体制が良好である	☐ 施工体制が適切である	☐ 施工体制がやや不適切である	☐ 施工体制が不適切である
		[評価対象項目] 対象 判定 ☐ ☐ ①《必 須》作業分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 ☐ ☐ ②《必 須》工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 ☐ ☐ ③《必 須》施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面で適切に記載され、現場と一致している。 ☐ ☐ ④《該当時》施工体制台帳、施工体系図が整備され、台帳を現場に備え、体系図が適切に掲示されている。 ☐ ☐ ⑤《必 須》建設業の許可票、労災保険関係成立票が適切に掲示されている。 ☐ ☐ ⑥《該当時》建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払簿等により適切に把握されている。または、証紙の購入が不要な現場に対して、「証紙購入不要」の報告を受けた。 ☐ ☐ ⑦《該当時》元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ☐ ☐ ⑧《必 須》現場に対して、会社組織(本店や支店)による支援体制を整えている。 ☐ ☐ ⑨《必 須》「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ☐ ⑩《対応時》その他()			☐ 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		評価は原則として下記による。 該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満...b 該当項目が60%以上80%未満...c 該当項目が60%未満.....d				
		① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。 ③ 「判定」欄に「レ」印を付すことができるのは当該項目に関する業務を受注者が自主的に実施した場合である。 ④ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。 ⑤ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。				

考査項目別運用表(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)

						担当監督員
考査項目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅱ. 配置技術者 (現場代理人等)	☐ 配置技術者として 優れている	☐ 配置技術者として 良好である	☐ 配置技術者として 適切である	☐ 配置技術者として やや不適切である	☐ 配置技術者として 不適切である
		[評価対象項目] 対象 判定 ☐ ☐ ①《必 須》現場代理人として、工事全体の把握ができています。 ☐ ☐ ②《必 須》現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。 ☐ ☐ ③《必 須》契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 ☐ ☐ ④《必 須》建設工事請負契約約款第18条第1項に基づく設計図書の照査を行っている。 ☐ ☐ ⑤《必 須》主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 ☐ ☐ ⑥《必 須》書類及び資料が適切に整理されている。 ☐ ☐ ⑦《必 須》作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 ☐ ☐ ⑧《該当時》施工体制、施工状況を把握し、下請け等をよく指導している。 ☐ ☐ ⑨《必 須》施工等に伴う提案又は工夫を持って工事を進めている。 ☐ ☐ ⑩《該当時》工事に必要な専門技術者を選任し配置している。又は必要な技能士を配置している。 ☐ ☐ ⑪《該当時》作業に必要な作業主任者を選任し配置している。 ☐ ☐ ⑫《必 須》「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示 事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ☐ ⑬《対応時》その他()			☐ 配置技術者に関して、監督員 から文書による改善指示を 行った。	☐ 配置技術者に関して、監督員 からの文書による改善指示に 従わなかった。
評価は原則として下記による。 該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満...b 該当項目が60%以上80%未満...c 該当項目が60%未満.....d						① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。 ③ 「判定」欄に「レ」印を付すことができるのは当該項目に関する業務を受注者が自主的に実施した場合である。 ④ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。 ⑤ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。

考査項目別運用表(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)

担当監督員

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 施工管理が優れている	☐ 施工管理が良好である	☐ 施工管理が適切である	☐ 施工管理がやや不適切である	☐ 施工管理が不適切である
		[評価対象項目] 対象 判定 ☐ ☐ ①《必須》建設工事請負契約約款第18条第1項に基づく設計図書の照査結果について協議している。 ☐ ☐ ②《必須》施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。 ☐ ☐ ③《必須》施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 ☐ ☐ ④《必須》施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 ☐ ☐ ⑤《必須》施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。 ☐ ☐ ⑥《必須》一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 ☐ ☐ ⑦《必須》工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 ☐ ☐ ⑧《必須》使用する建築材料・設備機材(以下「材料・機材」という。)の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。 ☐ ☐ ⑨《必須》施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 ☐ ☐ ⑩《必須》現場内での整理整頓が、日常的に行われている。 ☐ ☐ ⑪《該当時》建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取組みが適切に行われている。 ☐ ☐ ⑫《該当時》関連工事(工種)又は既存部分と調整された施工図等が、遅延なく作成されている。 ☐ ☐ ⑬《必須》社内検査が適切に行われている。 ☐ ☐ ⑭《該当時》自社の管理基準(出来形管理及び品質管理)により、管理されている。 ☐ ☐ ⑮《該当時》低騒音、低振動及び排出ガス対策型建設機械及び車両を使用している。 ☐ ☐ ⑯《必須》「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ☐ ⑰《対応時》その他()			☐ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		評価は原則として下記による。 該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満...b 該当項目が60%以上80%未満...c 該当項目が60%未満.....d				
		① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。 ③ 「判定」欄に「レ」印を付すことができるのは当該項目に関する業務を受注者が自主的に実施した場合である。 ④ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。 ⑤ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。				

考査項目別運用表(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)

						担当監督員
考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ 工程管理が優れている	☐ 工程管理が良好である	☐ 工程管理が適切である	☐ 工程管理がやや不適切である	☐ 工程管理が不適切である
		[評価対象項目] 対象 判定 ☐ ☐ ①《必須》実施工程表が着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 ☐ ☐ ②《必須》現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 ☐ ☐ ③《必須》工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び施設管理者等に対し影響を及ぼす工程の遅れがない。 ☐ ☐ ④《必須》休日・代休の確保を行っている。 ☐ ☐ ⑤《必須》受注者の責による夜間や休日の作業がない。 ☐ ☐ ⑥《該当時》工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行った。 ☐ ☐ ⑦《該当時》現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 ☐ ☐ ⑧《必須》近隣住民(又は施設管理者)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を図った。 ☐ ☐ ⑨《必須》「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ☐ ⑩《対応時》その他() 評価は原則として下記による。 該当項目が90%以上・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・c 該当項目が60%未満・・・d			☐ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。 ③ 「判定」欄に「レ」印を付すことができるのは当該項目に関する業務を受注者が自主的に実施した場合である。 ④ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。 ⑤ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。						

考查項目別運用表(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)

担当監督員

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	☐ 安全対策が優れている	☐ 安全対策が良好である	☐ 安全対策が適切である	☐ 安全対策がやや不適切である	☐ 安全対策が不適切である
		[評価対象項目] 対象 判定 ☐ ☐ ①《該当時》災害防止協議会等を設置し、1回／月以上活動し記録が整備されている。 ☐ ☐ ②《該当時》店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 ☐ ☐ ③《該当時》各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 ☐ ☐ ④《必 須》工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ ☐ ⑤《必 須》安全巡視、安全ミーティング、KY活動を実施し記録を整備している。 ☐ ☐ ⑥《必 須》新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 ☐ ☐ ⑦《必 須》現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 ☐ ☐ ⑧《必 須》使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 ☐ ☐ ⑨《必 須》工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 ☐ ☐ ⑩《必 須》過積載防止に取り組んでいる。 ☐ ☐ ⑪《該当時》重機等の操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ ☐ ⑫《該当時》山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ☐ ⑬《該当時》仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ☐ ⑭《必 須》「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ☐ ⑮《対応時》その他() ☐ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。該当すれば…c ただし、該当項目が60%未満の場合は「d」とする。 ※法令遵守の措置内容に該当する場合とは、労働基準監督署から指摘を受けた場合や労働安全衛生法などの法令違反に対し監督員が指摘した場合 評価は原則として下記による。 該当項目が90%以上………a 該当項目が80%以上90%未満…b 該当項目が60%以上80%未満…c 該当項目が60%未満………d			☐ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。 ③ 「判定」欄に「レ」印を付すことができるのは当該項目に関する業務を受注者が自主的に実施した場合である。 ④ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。 ⑤ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。						

考査項目別運用表(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)

担当監督員

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅳ. 対外関係	☐ 対外関係が優れている	☐ 対外関係が良好である	☐ 対外関係が適切である	☐ 対外関係がやや不適切である	☐ 対外関係が不適切である
		[評価対象項目] 対象 判定 ☐ ☐ ①《該当時》施設管理者に対し、保守管理等に必要な書類等(保全に関する資料など)が整っている。 ☐ ☐ ②《必 須》積極的な近隣住民(又は施設利用者など)対策を実施し、苦情がなかった。または、苦情に対して適切な対応を行い、以降のトラブルがなかった。 ☐ ☐ ③《対応時》現場のイメージアップに取り組んでいる。 ☐ ☐ ④《必 須》工事施工にあたり、近隣住民(又は施設管理者など)と適切に協議及び調整を行った。 ☐ ☐ ⑤《必 須》工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民(又は施設利用者など)に周知している。 ☐ ☐ ⑥《該当時》工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ ☐ ⑦《必 須》防塵、振動、騒音対策など、周辺環境(又は当該施設)に適切に対応している。 ☐ ☐ ⑧《必 須》「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 ☐ ☐ ⑨《対応時》その他()			☐ 対外関係に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		評価は原則として下記による。 該当項目が90%以上・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・c 該当項目が60%未満・・・d				
		① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。 ③ 「判定」欄に「レ」印を付すことができるのは当該項目に関する業務を受注者が自主的に実施した場合である。 ④ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。 ⑤ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ⑥ また、文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd、e評価とする。				

考査項目別運用表(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)

						担当監督員
考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐ 出来形が優れている	☐ 出来形が良好である	☐ 出来形が適切である	☐ 出来形がやや不適切である	☐ 出来形が不適切である
		[評価対象項目] 対象 判定 ☐ ☐ ①《必 須》承諾図等が、設計図書を満足している。 ☐ ☐ ②《該当時》施工図等が、設計図書を満足している。 ☐ ☐ ③《必 須》現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☐ ☐ ④《必 須》施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ☐ ☐ ⑤《必 須》不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ☐ ⑥《必 須》出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 ☐ ☐ ⑦《必 須》出来形の管理方法を工夫している。 ☐ ☐ ⑧《該当時》解体・撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ☐ ☐ ⑨《該当時》解体・撤去物の資材毎に処理方法が確認できる。 ☐ ☐ ⑩《該当時》混合廃棄物を排出しない分別解体に十分に取り組んでいる。 ☐ ☐ ⑪《対応時》その他() 評価は原則として下記による。 該当項目が90%以上・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・c 該当項目が60%未満・・・d				☐ 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。 ③ 「判定」欄に「レ」印を付すことができるのは当該項目に関する業務を受注者が自主的に実施した場合である。 ④ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。 ⑤ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ⑥ 文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd評価とする。 ⑦ 建設工事請負契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った場合には、上記評価によらずe評価とする。						

考査項目別運用表(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)

担当監督員					
考査項目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 建築工事	☐ 品質が優れている	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質がやや不適切である
		[評価対象項目] 対象 判定 【躯体工事】 ☐ ☐ ①《必須》材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ☐ ②《必須》品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ☐ ③《必須》施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切である。 ☐ ☐ ④《必須》不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ☐ ⑤《必須》施工の品質が適切で良好である。 【仕上げ工事】 ☐ ☐ ⑥《必須》材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ☐ ⑦《必須》品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ ☐ ⑧《必須》施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切である。 ☐ ☐ ⑨《必須》不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ☐ ⑩《必須》施工の品質が適切で良好である。 【共 通】 ☐ ☐ ⑪《該当時》付着物等(アスベスト、有害物質等)の除去が適切に行われている。 ☐ ☐ ⑫《対応時》その他() 評価は原則として下記による。 該当項目が90%以上・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・c 該当項目が60%未満・・・d			☐ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の□に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の□に「レ」印を記入する。 ③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。 ④ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ⑤ 文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd評価とする。 ⑥ 建設工事請負契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った場合には、上記評価によらずe評価とする。					

考査項目別運用表(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)

担当監督員					
考査項目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備工事	☐ 品質が優れている	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質がやや不適切である
		[評価対象項目] 対象 判定 【機材】 ☐ ☐ ①《必 須》機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ☐ ②《該当時》製造者による試験が的確に行われ、設計図書に適合する証明書(試験記録等)が整備されている。 【施工】 ☐ ☐ ③《必 須》品質確認記録の内容が適切である。 ☐ ☐ ④《必 須》施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が適切である。 ☐ ☐ ⑤《必 須》システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切で、記録の内容が設計図書を満足し良好である。 ☐ ☐ ⑥《必 須》不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ☐ ⑦《必 須》機材及び施工の品質が適切で良好である。 ☐ ☐ ⑧《対応時》その他() 評価は原則として下記による。 該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満...b 該当項目が60%以上80%未満...c 該当項目が60%未満.....d			☐ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の口に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の口に「レ」印を記入する。 ③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。 ④ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ⑤ 文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd評価とする。 ⑥ 建設工事請負契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った場合には、上記評価によらずe評価とする。					

考査項目別運用表(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)

						担当監督員
考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 機械設備工事	☐ 品質が優れている	☐ 品質が良好である	☐ 品質が適切である	☐ 品質がやや不適切である	☐ 品質が不適切である
		[評価対象項目] 対象 判定 【機材】 ☐ ☐ ①《必 須》機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ☐ ②《該当時》製造者による試験が的確に行われ、設計図書に適合する証明書(試験記録等)が整備されている。 【施工】 ☐ ☐ ③《必 須》品質確認記録の内容が適切である。 ☐ ☐ ④《必 須》施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が適切である。 ☐ ☐ ⑤《必 須》システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切で、記録の内容が設計図書を満足し良好である。 ☐ ☐ ⑥《必 須》不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ☐ ⑦《必 須》機材及び施工の品質が適切で良好である。 ☐ ☐ ⑧《対応時》その他() 評価は原則として下記による。 該当項目が90%以上・・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・c 該当項目が60%未満・・・・・・d				☐ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合には「対象」欄の口に「レ」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。 ② 「レ」印を記入した項目について該当する場合は「判定」欄の口に「レ」印を記入する。 ③ 対象欄に「レ」印のある項目数を分母として比例計算の値で評価する。 ④ 評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ⑤ 文書による改善指示を行った場合には、上記評価によらずd評価とする。 ⑥ 建設工事請負契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った場合には、上記評価によらずe評価とする。						

考査項目別運用表(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)

担当監督員

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
5. 創意工夫(1/2)	■ 準備・後片付け関係	☐	1. 測量・位置出しにおける工夫
		☐	2. 現地調査方法の工夫
	☐	3. その他(理由:)	
	詳細評価内容:		
	■ 施工関係	☐	4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫
		☐	5. 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み
☐		6. 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫	
☐		7. 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫	
☐		8. 電気設備工事等の配線、配管等の工夫	
☐		9. 機械設備工事等の配管、ダクト等の工夫	
☐		10. 照明・視界確保等の工夫	
☐		11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫	
☐		12. 運搬車両・施工機械等の工夫	
☐		13. 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫	
☐		14. 施工管理及び品質向上等の工夫	
☐		15. プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫	
☐		16. 仮設施工等の工夫	
☐		17. 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫	
☐		18. 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫	
☐	19. 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫		
☐	20. その他(理由:)		
詳細評価内容:			
■ 品質関係	☐	21. 集計ソフト等の活用と工夫	
	☐	22. 躯体工事の品質管理の工夫	
	☐	23. 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫	
	☐	24. 施工の検査・試験に関する工夫	
	☐	25. 品質記録方法の工夫	
	☐	26. その他(理由:)	
詳細評価内容:			

考査項目別運用表(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)

担当監督員

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
5. 創意工夫(2/2)	■ 安全衛生関係	☐ 27. 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止棚、手摺り、足場等) ☐ 28. 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 29. 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 ☐ 30. 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 31. 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 32. 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 33. 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ 34. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ 35. その他(理由:)	
		詳細評価内容:	
	■ 施工管理関係	☐ 36. 出来形の管理等に関する工夫 ☐ 37. 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 38. 出来形、品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ 39. CAD、施工管理ソフト等の活用 ☐ 40. CALSを活用した施工管理の工夫 ☐ 41. その他(理由:)	
		詳細評価内容:	
	■ その他	その他の項目での加点は最大4点とする。 ☐ 42. その他(理由:) ☐ 43. その他(理由:) ☐ 44. その他(理由:) ☐ 45. その他(理由:)	点 点 点 点
詳細評価内容:			
評点計 (最大 7点)	点		

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1, 2, 3点で評価し、最大7点の加点評価とする。
- ※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。
 なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
- ※5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。